

☆憲法改正は正々堂々と

―解釈改憲というアンフェアな方法―

集団的自衛権行使容認

◇集団的自衛権の行使とは、自分の国が全く攻撃されていないのに、同盟国が攻撃されたら自衛隊が出て行って武力を行使し一緒に戦争をする事です。

◇そもそも憲法九条には「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれ（武力行使）を放棄する」とあります。

◇百歩譲って、自国が攻められたら自衛のために個別自衛権を認めるとしても、自分の国が攻められてもいないのに出て行って武力を行使するというのは、自民党自身が六九年間違憲だと言ってきたのです。

解釈で容認するのは「裏口入学」と同じ

◇それをどう解釈するのか、内閣法制局の容認解釈を引き出し閣議決定によって、武力行使出来るようにしたいというのが安倍さんの意向です。

◇これは国民の意向を無視した実質改憲です。安倍さんは「憲法を国民の手に取り戻す」と口癖のように言っていますが、国民に問うことなく閣議決定で解釈改憲をやるのは「裏口入学」と同じです。フェアではありません。

憲法改正は正々堂々と

◇戦後六九年間、日本は平和国家として、一人の人も武力によって殺さずに今日まで来ました。これは戦後日本の誇りです。今後この歯止めが外れると、際限なく戦争に出て行く国の姿となるでしょう。

◇私たちはこのような日本の姿は見るに耐えません。その上それに至るプロセスが姑息な手段で実現するなど、国際社会にも恥ずかしいことです。

◇昨年安倍さんは、憲法改正のハードルを下げるため九六条改正を持ちだしましたが、改憲派の人からも姑息なやり方だと総スカンを食いました。よもやそのことを忘れてはいませんね。

◇私たちは憲法九条の改正には反対の立場です。しかしどうしても憲法を変えたいのなら、最低限国民に正否を問うて正々堂々とやって下さい。

二〇一四年三月九日（日） 第五六五回憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇―一―五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

〔日本国憲法・第九条〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。